

(重要) 公的職業訓練を受講中の皆様へ

緊急事態宣言発令に伴うハローワークにおける指定来所日の取扱いについて

緊急事態宣言が発令された区域において、当該期間中（5 / 23～9 / 12）の“指定来所日”については原則郵送での提出をお願いしています。

郵送での提出を希望する場合は、指定来所日の翌日から起算して7日以内に郵送してください。郵送する書類につきましては、個別で案内をしますので、指定来所日に来所予定のハローワークの訓練窓口までご連絡ください。

来所（窓口）での提出を希望する場合は、当初の指定来所日に来所していただいてもかまいません。その際はマスクの着用など感染防止策をとっていただき、窓口までお越しください。

ご不明な点は、お手続きされている管轄ハローワークにお尋ねください。

沖縄労働局職業安定部訓練室